

平成 21 年 5 月 26 日

企業会計基準公開草案第 34 号「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」

企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」（最終改正平成 21 年 3 月 27 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
<p>企業会計基準第 12 号 「四半期財務諸表に関する会計基準」</p> <p>平成 19 年 3 月 14 日 改正平成 20 年 12 月 26 日 改正平成 21 年 3 月 27 日 <u>最終改正平成 XX 年 XX 月 XX 日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準第 12 号 「四半期財務諸表に関する会計基準」</p> <p>平成 19 年 3 月 14 日 改正平成 20 年 12 月 26 日 <u>最終改正平成 21 年 3 月 27 日</u> 企業会計基準委員会</p>
<p>会計基準 四半期連結財務諸表の作成基準 開示 注記事項</p> <p>19. 四半期連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)～(13) (省 略) (14) 四半期会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、<u>当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、その旨及びその内容等。ただし、四半期会計期間の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。</u></p> <p>(以下 略)</p>	<p>会計基準 四半期連結財務諸表の作成基準 開示 注記事項</p> <p>19. 四半期連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)～(13) (省 略) (14) 四半期会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を<u>抱かせる事象又は状況が存在する場合には、その旨及びその内容、継続企業の前提に関する重要な疑義の存在及び経営者の対応等</u></p> <p>(以下 略)</p>

公開草案	現行
<p>四半期個別財務諸表の作成基準</p> <p>開示</p> <p>注記事項</p> <p>25. 四半期個別財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1)～(11) (省 略)</p> <p>(12) 四半期会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、その旨及びその内容等。ただし、四半期会計期間の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>四半期個別財務諸表の作成基準</p> <p>開示</p> <p>注記事項</p> <p>25. 四半期個別財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1)～(11) (省 略)</p> <p>(12) 四半期会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、その旨及びその内容、継続企業の前提に関する重要な疑義の存在及び経営者の対応等</p> <p>(以下 略)</p>
<p>適用時期等</p> <p>(平成 21 年 3 月改正会計基準)</p> <p>28-5. 平成 21 年 3 月改正の本会計基準（以下「平成 21 年 3 月改正会計基準」という。）（ただし、第 11 項及び第 13 項を除く。）の適用時期は、平成 20 年に改正された企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」（以下「平成 20 年改正企業結合会計基準」という。）と同様とする。</p> <p>28-6. 後入先出法における売上原価修正の削除に関連した平成 21 年 3 月改正会計基準第 11 項及び第 13 項の適用時期は、平成 20 年 9 月に改正された企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」（以下「棚卸資産会計基準」という。）の適用時期と同様とする。</p>	<p>適用時期等</p> <p>(平成 21 年改正会計基準)</p> <p>28-5. 平成 21 年改正の本会計基準（以下「平成 21 年改正会計基準」という。）（ただし、第 11 項及び第 13 項を除く。）の適用時期は、平成 20 年に改正された企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」（以下「平成 20 年改正企業結合会計基準」という。）と同様とする。</p> <p>28-6. 後入先出法における売上原価修正の削除に関連した平成 21 年改正会計基準第 11 項及び第 13 項の適用時期は、平成 20 年 9 月に改正された企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」（以下「棚卸資産会計基準」という。）の適用時期と同様とする。</p>
<p>(平成 XX 年 XX 月改正会計基準)</p> <p>28-7. 平成 XX 年 XX 月改正の本会計基準（以下「平成 XX 年 XX 月改正会計基準」という。）第 19 項(14)及び第 25 項(12)は、平成 21</p>	<p>(新 設)</p>

公開草案	現行
年6月30日以後終了する四半期会計期間から適用する。	

公開草案	現行
<p>結論の背景 検討の経緯</p> <p>30-3. 平成 21 年 3 月改正会計基準は、平成 20 年 9 月改正の棚卸資産会計基準により選択できる評価方法から後入先出法が削除されたことや、平成 20 年改正企業結合会計基準における持分プーリング法の廃止等に対応して、技術的な改正を行ったものである。</p> <p>30-4. 平成 XX 年 XX 月改正会計基準は、平成 21 年 4 月に改正された財務諸表等規則等により、<u>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときに注記が求められることとなったことを踏まえて、改正を行ったものである。</u></p>	<p>結論の背景 検討の経緯</p> <p>30-3. 平成 21 年改正会計基準は、平成 20 年 9 月改正の棚卸資産会計基準により選択できる評価方法から後入先出法が削除されたことや、平成 20 年改正企業結合会計基準における持分プーリング法の廃止等に対応して、技術的な改正を行ったものである。</p> <p>(新 設)</p>
<p>四半期財務諸表の作成基準 開 示 (継続企業の前提に関する重要な不確実性)</p> <p>60. 継続企業の前提に重要な疑義が存在する場合の注記については、公認会計士又は監査法人の責任やレビュー手続との関係も考慮に入れて慎重に対応すべきであるという意見がある。その一方、財務諸表利用者の強い開示ニーズが指摘されているとともに、米国では公認会計士又は監査法人のレビュー手続を前提とした開示が行われている。</p> <p>検討の結果、平成 19 年会計基準では、財務諸表に対する二重責任の原則を前提として、継続企業の前提に重要な疑義がある場合の注記を求めることとした。</p> <p>その後、平成 21 年 4 月に改正された財務諸表等規則等では、<u>国際的な取扱いとの整合性等の理由により、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合に直ちに注記を求</u></p>	<p>四半期財務諸表の作成基準 開 示 (継続企業の前提への重要な疑義)</p> <p>60. 継続企業の前提に重要な疑義が存在する場合の注記については、公認会計士又は監査法人の責任やレビュー手続との関係も考慮に入れて慎重に対応すべきであるという意見がある。その一方、財務諸表利用者の強い開示ニーズが指摘されているとともに、米国では公認会計士又は監査法人のレビュー手続を前提とした開示が行われている。</p> <p>検討の結果、<u>本会計基準では、財務諸表に対する二重責任の原則を前提として、継続企業の前提に重要な疑義がある場合の注記を求めることとした(第 19 項(14)及び第 25 項(12)参照)。しかしながら、開示対象となる四半期会計期間において新たに継続企業の前提に重要な疑義が生じた場合、四半期財務諸表を作成する日までに、当該疑義を解消又は大幅に改善するための経営計画など</u></p>

公開草案	現行
<p>める取扱いが見直され、<u>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときに、経営者が、その評価の手順にしたがって、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由などを注記することが求められることとなった。このため、四半期財務諸表においても、年度の財務諸表の取扱いを踏まえ、継続企業の前提に関する不確実性が認められる場合に、その旨及びその内容等に関する注記を求めることとした</u>（第19項(14)及び第25項(12)参照）。</p> <p>この場合における<u>内容等</u>には、当該重要な<u>不確実性</u>の影響を四半期財務諸表に反映しているか否かに関する記載が含まれること、また、記載に当たっては企業会計審議会が公表する「<u>中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書</u>」に留意する必要があると考えられる。</p> <p>なお、四半期会計期間の末日後、四半期財務諸表を作成する日までの間に<u>当該重要な不確実性が認められなくなった場合には、年度の財務諸表の取扱いを踏まえ、当該注記を要しない旨を明らかにしている。</u></p>	<p>を策定することは実務上困難なことも考えられる。したがって、<u>四半期財務諸表においては、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する旨及びその内容、継続企業の前提に関する重要な疑義の存在及び経営者の対応等に関する注記を求めることとした。</u></p> <p>この場合における<u>経営者の対応等</u>には、当該重要な疑義の影響を四半期財務諸表に反映しているか否かに関する記載を行うほか、<u>重要な疑義を解消するための経営計画がある場合にはその内容、重要な疑義を解消するための経営計画がない場合には経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが合理的と判断した理由を記載することが考えられる。なお、後者の場合においても、例えば、債務超過であるときや重要な債務の不履行等の可能性が高いときには、当該事由の解消の見通し等を記載することが必要であると考えられる。</u></p> <p>また、四半期会計期間の末日に存在した<u>継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が、四半期財務諸表を作成する日までの間に解消又は大幅に改善した場合、若しくは当該事象又は状況が変化した場合</u>には、その旨及びその経緯も含めて記載することが必要であると考えられる。</p>

以上